

# 泉大津市と堺泉北埠頭株式会社との泉大津フェニックス多目的緑地及び広場を中心とした港湾エリアの賑わいづくりに関する連携協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と堺泉北埠頭株式会社（以下「乙」という。）は、泉大津フェニックス多目的緑地及び広場を中心として、泉大津市域における港湾の活性化及び賑わいづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、泉大津市に所在する港湾の持続的な活性化と賑わいの創出に向け、泉大津フェニックス多目的緑地及び広場を中心とした取組に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## （協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を行うものとする。

- (1) 泉大津フェニックス多目的緑地及び広場を中心とした賑わいづくりに資する事業の実施に関すること。
- (2) イベント等の開催に関すること。
- (3) 情報発信に関すること。
- (4) 施設整備・インフラ整備に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

2 前項各号に掲げることについて、実施結果を分析するとともに、検証を行うものとする。

## （協議体）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する事項について、円滑な推進を図るため協議体を設置し、適宜協議するものとする。

(協定の期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和16年1月31日までとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、相手方から秘密情報として受領した情報を他に漏らし、又は第1条の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有する。

(疑義の決定等)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年4月4日

甲 泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市  
市長 南出 賢一

乙 堺市堺区築港南町12番地  
堺泉北埠頭株式会社  
代表取締役社長 中田 憲正